

外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

建設産業外国人材 確保支援事業



補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者(建設業許可を有すること)

補助対象経費

当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限ります。

1. 旅費・受講費
2. 通訳費
3. 在留資格申請費
4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費
6. 研修費
7. その他

※研修費について
入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材
(例: 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者)
- ※技能実習生は補助対象外です。

補助額

助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)

対象者の限度

1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)

受付期間

令和3年5月6日から令和4年2月末日まで
(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

注意: 事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

- ・消費税・地方消費税は対象外。
- ・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限る。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>